

役員の報酬等に関する規程

制定 平成 29 年 4 月 1 日

改正 平成 29 年 6 月 16 日

改正 令和 4 年 4 月 1 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 25 条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第 2 条 この規程において、役員とは、理事たる会長、副会長及びその他の理事、監事をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員には、勤務実態に応じて次の通り報酬及び賞与（以下「報酬等」という。）を支給する。

- (1) 会長には、月額報酬及び賞与を支給する。
- (2) 副会長及びその他の理事、監事については、日額報酬を支給する。

(役員の報酬等の算定方法)

第 4 条 会長に対する報酬等の額は、次の各号によるものとする。

- (1) 月額報酬は、128,000 円とする。
- (2) 賞与は、毎年 6 月及び 12 月に月額報酬相当額を支給する。
- 2 副会長及びその他の理事、監事が、その職務のため、理事会等に出席したときは、報酬として日額 4,000 円を支給する。
- 3 役員が職務のため、その他会議に出席又は出張したときは、別に定める役員等旅費規程に基づき、旅費を支給することができる。

(報酬の支給方法)

第 5 条 会長に対する報酬等の支給時期は、次の各号による。

- (1) 報酬については、毎月 21 日とする。ただし、その日が休日にあたる場合は、職員給与規程第 7 条に準じた日とする。
- (2) 賞与については、6 月及び 12 月にそれぞれを支給する。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成29年6月16日の定時評議員会終結の時から適用する。

附 則

この規程の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。

役員の報酬算出根拠

1 会長の月額報酬128,000円の算出根拠について

(1) 年間勤務日数の算出根拠

- ① 週2回の勤務とし、月曜日は午前のみ、水曜日は1日勤務とした場合
勤務日数は1年間52週のため、52週×週1.5日勤務=78日。
- ② 会長が会議等に出席した過去3年間における年間平均回数
平成29年度71回、平成30年度72回、令和元年度69回・・・年平均70回
会議等は半日勤務が多いため、1回あたり0.5日とし、年平均70回×0.5日=35日。

年間勤務日数 (①+②)・・・78日+35日=113日

※ 令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により会議等が例年より極端に減少したため、日数計算は対象外とした。

(2) 報酬の算出根拠

- ① 刈羽村職員の給料表（行政職給料表）を参考
再任用職員4級（主幹） 月額274,600円
- ② 常勤職員の平均勤務日数
平成30年度244日、令和元年度240日、令和2年度243日のため、年間平均242日
- ③ 1日の報酬の算出
 $274,600円 \times 12ヶ月 / 242日 = 13,617円 \dots 13,600円$
- ④ 月額報酬の算出

13,600円×113日（年間勤務日数）/12ヶ月=128,066円・・・128,000円

2 役員の日額報酬4,000円の根拠について

刈羽村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例では、その他特別の職員日額を5,400円と定められていることを参考に、過去の会議等の開催時間がおおよそ半日以内に終了していることを踏まえ、その2分の1として算出した2,700円を日額報酬として支給していたが、最長4時間（半日）を時給換算すると675円となり、最低賃金法をはるかに下回る金額となっている。

そのため、最低賃金法に基づいて、国が賃金の最低額を定めた新潟県の地域別最低賃金を上回る金額を算出した。

最低賃金を上回る時給 1,000円×会議等の開催時間 4時間=4,000円

(共同募金委員会の開催時間含む)